

# 青 空

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	期日指定定期預金 (愛称) 青空
2. 販 売 対 象	・ 個人のみ
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最長 3 年</li> <li>満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。</li> <li>ただし、満期日の指定をする時は、その 1 ヶ月前までに通知する必要があります</li> <li>・ 預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます</li> </ul>
4. 預 入 (受 入) (1) 預 入 (受 入) 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 100 円以上 300 万円未満</li> <li>・ 1 円単位</li> </ul>
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利（預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します）</li> <li>・ 満期日以後に一括して支払います</li> <li>・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算</li> </ul>
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）</li> <li>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります</li> </ul>
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率〔2 年以上利率〕に 0.5% 上乗せした利率）</li> <li>・ マル優の取扱いができます</li> </ul>
10. 中途解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表 1 の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください

# 青 空

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください</li> <li>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください          なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です          また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</li> </ul>

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。